

朝鮮人「慰安婦」・強制連行の
真相究明と補償を

朝鮮人強制連行真相調査団編

はじめに

いま朝鮮と日本との間で国交正常化交渉が進められているが、今にいたるも日本側は過去の植民地支配の清算という朝・日間の基本問題討議を避け、ありもしない「核疑惑の解消」など、いわば前提条件に固執し、何のために国交正常化交渉を行っているのか全くわからない不当な態度をとっている。

この会談で朝鮮側の主張は、かつての日本の朝鮮植民地政策に対する明確な謝罪と人的・物的被害に対する誠意ある補償である。

朝鮮側は、一九〇五年の「乙巳保護条約」以来の四一年にわたる日本の植民地支配の事実を認めて実態を明らかにし、国の独立を求めて犠牲になった愛国者をはじめ強制連行者、女子挺身隊という名のもとに「慰安婦」にされた女性らにたいする謝罪と補償を主張している。これにたいし日本側は、朝鮮の「併合」は「合法的」になされ「有効」であり、したがって強制連行や女子挺身隊などもすべて「適法」になされ、補償問題は生じないというのである。

去る十一月に行なわれた第八回朝・日国交正常化会談で、朝鮮側は日本の植民地支配の原因となった「乙巳保護条約」が当時の歴史的事実と国際法に於いても無効であったという事実を明らかにした。しかし日本側はまたしても「核の疑惑」などをくりかえすだけで交渉中断の原因をつくった。

このパンフレットは朝鮮民主主義人民共和国の「『従軍慰安婦』・太平洋戦争被害者対策委員会」の告訴状（二件）と、朝鮮人強制連行真相調査団による朝鮮人「慰安婦」の聞き取りなどで編んでいる。朝鮮人「慰安婦」を含む強制連行問題を理解する一助になれば幸いである。

一九九二年二月

朝鮮人強制連行真相調査団

はじめに

朝鮮人強制連行真相調査団 6

朝鮮人強制連行・強制労働

朝鮮人「慰安婦」問題に関する 20

「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会」の告訴状
(一九九二年九月一日付)

朝鮮人強制連行に関する 24

「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会」の告訴状
(一九九二年一〇月二九日付)

証言 36

一二歳で「慰安婦」に……………李京生

使いすてにされた朝鮮女性……………金英実 42

だまされて「慰安婦」に……………裴奉奇 46

朝鮮人「慰安婦」を見殺しに……………荒木寛一 49

朝鮮人強制連行真相調査団関連年表…………… 51

資料・「衛生業務旬報」について…………… 56

表紙写真 強制連行され鉾山で重労働を強いられる朝鮮人。

組み込み写真は朝鮮人「慰安婦」

朝鮮人強制連行・強制労働

朝鮮人強制連行真相調査団

朝鮮人強制連行真相調査団は一九七二年に在日朝鮮人と日本の法律家、学者、文化人による朝・日合同調査団として結成して以来、日本植民地時における朝鮮人強制連行、強制労働の実態解明を行ってきた。

調査活動では多くの強制連行者の証言を収集したが、最初にその典型として長崎県端島に連行された徐正雨氏の体験談を紹介したい。

徐氏は現在六三歳。一九四三年四月二一日一四歳の時、故郷の慶尚南道で農作業中に、突然やってきた二人の日本人と朝鮮人通訳が「日本

に行って仕事しろ」と言って、その場でむりやりにトラックに乗せた。連行場所は長崎県の端島、軍艦島とよばれる三菱鉱業の鉱山で、ここには千人以上の朝鮮人が働いていた。調足な食べ物も与えられず、摂氏四〇度にもなる地下坑内で石炭掘りの重労働を強いられた。過酷な労働と食生活で健康を害した彼は、衰弱のために手を休めると、日本人現場監督から鉄棒で全身をなぐられる暴行を受けた。

約三カ月後に、今度は三菱造船所に再連行され、一九四五年八月九日作業中に被爆した。そ

の時崩れた鉄板が足に落下し、重傷を負った。

ところが戦後、三菱は朝鮮人強制連行者に労働証明も、未払い賃金も支払う事なく、強制連行者の名簿を証拠隠滅のために消却した。

日本では原爆被害者に被爆手帳により治療を行っているが朝鮮人のほとんどは証明が無いとのことで、この対象からも長く除外されていた。強制労働させた企業が世界有数の企業に発展したが、被害者である朝鮮人は当時の強制連行・労働の後遺症のために今も苦しんでいる。(朝鮮人強制連行真相調査団編「強制連行された朝鮮人の証言」一九九〇年八月、明石書店)

このような体験は被強制連行者に共通するものである。

一、朝鮮人強制連行とは



朝鮮人強制連行とは、日本が侵略戦争を敢行するために国家総動員法に基づき一九三九年から実施された労働動員計画と国民動員計画により朝鮮本土からの連行、次いで国民徴用令により日本国内からの労働動員、さらには軍人・軍

表1、都道府県別強制連行場(日本国内を中心に)

	1939-1943.3		1944-1945		合 計
	1) 炭 鉱 工 場	2) 航空機 地下工場	3) 陸海軍 基地建設		
北海道	104		16		120
青森県	38				38
岩手県	8		6		14
宮城県	10		1		11
秋田県	4		4		8
山形県	6	1			7
福島県	4		2		6
茨城県	8	3	2		13
栃木県	6	2	26		32
群馬県	9	2	2		13
埼玉県	2	4	3		9
千葉県	3	2	1		6
東京都		1	11		12
神奈川県	10	4	7		21
新潟県	17	14	78		109
富山県	12				12
石川県	2	1	1		4
福井県	1	3	1		5
山梨県	7	3	1		11
長野県	1		1		2
岐阜県	9	2			11
静岡県	3	5	7		15
愛知県	13	4	8		25
三重県	3	2	13		18
滋賀県	5	3	11		19
京都府	3		2		5
大阪府	1	2	44		47
兵庫県	12	1	10		23
奈良県	18	4	8		30
和歌山県	1		1		2
鳥取県	2		12		14
島根県	13		1		14
岡山県	3		1		4
広島県	4	2	2		8
山口県	5	4	48		57
徳島県	16	1	14		31
香川県	14		9		23
愛媛県	1		3		4
高知県	10		5		15
福岡県	3		17		20
佐賀県	70	4	10		84
熊本県	13		4		17
大分県	25	2	53		80
宮崎県	9	9	7		25
鹿児島県	7		20		27
沖縄県	8		11		19
計	1		50		51
合 計	524	83	534		1141

1) 内務省警保局「協和事業関係」(1944年)1943年3月末現在の統計。日本国立国会図書館憲政資料室所蔵。朝鮮人強制連行真相調査団「資料集1」(1992.1)参照

2) 米国戦略爆撃調査団編「米国戦略爆撃調査団報告書第15巻」には100程の地下工場建設予定地が示されており「この労働力の主体は朝鮮人と捕虜の中国人であった」と指摘している。表の83ヶ所は兵庫朝鮮関係研究会が確認した地下工場である。同研究会編「地下工場と朝鮮人強制連行」(1990.7.明石書店)参照

3) 戦後、陸軍兵器行政本部及び第2動員解除部がGHQ/SCAPに提出した報告書。日本兵器工業会資料「旧陸海軍施設関係図」所収。防衛庁防衛研究所所蔵。2)と重複する部分は削除した。1992年2月の資料発見以降、新たな調査対象地となった。これらの基地建設に朝鮮人が動員されていたと考えられる。朝鮮人強制連行真相調査団編「朝鮮人強制連行調査の記録一四国編一」(1992.5.柏書房)

*1) は1943年3月現在であり以降が欠落している。3)の報告書には「洩れているもの相当にあるものと予想される」と明記されている。

よって現在、文献から確認される連行地は合計1,141ヶ所であるが、欠落がかなりあると考えられる。

強制連行地

これまで調査団が調べた結果、日本国内で強制労働が行われた作業所は一、一四一カ所にもおよび(表一参照)、現在それについての調査がなされている。しかし二、三の地方自治体

属・女子挺身隊・慰安婦としての戦時動員、これら全てを包括するものである。

連行数・連行先

このうち動員計画に基づく朝鮮本土からの連行は、当時の行政手続き上、「募集」「官斡旋」「徴用」の三段階に分けることが出来る。

つぎに連行先及び人員数についてみると日本政府が作成した朝鮮総督府帝国議会説明資料、日本国内務省警保局の「特高月報」および各地の現地調査によれば日本国内に約一五〇万人、朝鮮国内約四五〇万人、東南アジア約三三万人、台湾、ロシアのサハリン、中国東北部地域である。

除き、そのほとんどは民間人によって調査が行われ、実証的な調査は一〇%前後である。次に強制連行の形態により労働動員(強制労働、挺身隊)、軍務動員(慰安婦、軍人、軍属)とに分けて見てみることにする。

一、労働動員

強制労働による作業場は炭坑、鉱山、軍需工場、土木作業、日本軍基地建設、地下工場建設等である。強制連行初期に日本国内に連行された朝鮮人の移入先は約六〇%が鉱山関係であったとされている。これは国家総動員法の企画段階(一九三九年度)から明確に示されており政策的なものであった。

厚生省は「坑内夫の八、九割迄は半島人(朝鮮人)にて補充」(「厚生省内意」一九四一年九月二六日)としており、鉱山労働で最も過酷

な地下労働（坑内作業）が朝鮮人強制連行者の主な作業場であった。

軍需工場、土木作業所等の分野でも危険な作業は、そのほとんどを朝鮮人労働者が行った。

労務管理

朝鮮人に対する労務管理は戦争遂行のための殺人的「生産拡充」方針によって行われたが、官憲との密接な連絡の下に対策が取られた。「半島人（朝鮮人）の大量使用に際して請願調査の配置」（一九四一年、日本鉱業株式会社「所長会議資料」）に見られるように朝鮮人強制連行者の増加と共に担当警察署員が大幅に増強されている。

労働時間・期間

労働時間は一〇時間～一二時間がほとんどであり、契約期間は二、三年であったが、期間終了後もほとんどが強制的に再契約させられた。

賃金

このような低賃金も、日本に連行された場合は渡航費、食事代、作業靴代金として差し引かれ、残りはほとんど強制的に貯金させられた。賃金を支払うと逃走するからである。

このことは戦後作成された資料でも明らかにした。朝鮮人強制連行真相調査団が一九九二年一月に東京の駒沢大学で発見した日本製鐵作成の資料によると、六工場に連行された朝鮮人強制労働者五千五百人分の強制貯金、未払い賃金等は六六万四千円である。

これらの点から推計すれば日本政府が保管している朝鮮人強制労働者の強制預金、未払い賃金は約五千万円以上にのぼる。現在の金額に換算するならば約二千九百億円になる（推計は一九四五年八月一日現在の日本政府資料の最小値三三万人を用いた）。

未払い賃金・供託

ではなぜ戦後四七年間もこのように放置され

表二によれば、月収五〇円以下の低賃金労働者は日本人一八％に対し朝鮮人七五％である。一般的に朝鮮人労働者は日本人の半分であった。

例えば世界最大の製鉄会社である日本製鐵（現、新日本製鐵）には一万人以上の朝鮮人が連行された。同会社史によれば清津製鉄所の日本人平均出勤率七四％に対し朝鮮人は八一％であるが、月収は日本人平均一五四円に対し朝鮮人は八〇円であった。

表2 賃金比較(1943.5)

	50円未満	50円-110円	110円以上
日本人	18%	64%	18%
朝鮮人	75%	21%	4%

*調査対象(日本人877人
朝鮮人324人)

*労働科学研究所「半島人労働者勤労労働状態に関する調査報告」(1943年5月)より作成

たままの状況になっているのであろうか。一九四五年八月一日、祖国の解放を迎えた朝鮮人労働者は企業に対し強制貯金、未払い賃金の支払いを求め各地で抗議運動を繰り広げた。これに対し日本に駐留していた連合国総司令部は、日本政府に覚書を送り「差別待遇を行わず又はこれを許さないことを保証しなければならぬ」(SCAPIN 360. NOV 28, 1945)とした。しかし日本政府は、これらの未払金と名簿を企業から、法務省供託局に提出させた。日本の法律によれば、この時点で企業には本人への供託通知の義務が生ずるが、日本政府は朝鮮半島の情勢が不安定との理由で企業に通知連絡不要とした。その結果、未払い賃金は現在も日本銀行に保管されることになる。

昨年から連行された朝鮮人が未払い賃金の支払いを要求して提訴しているが、日本政府はプライバシー保護を口実に名簿さえ公表せず、ま

た申請者に対しては一〇年以上が経過したので時効であるとしている。

女子挺身隊

戦争遂行のため一九四三年から朝鮮国内および日本国内の軍需産業に動員挺身隊として幼い一二歳の朝鮮人少女も動員された。

一九九二年一月ソウルの芳山国民学校で確認された学籍簿によると、一二歳―一四歳の生徒が一九四四年七月、日本・富山県の不二越に連行された。証言によると労働時間は一四時間以上であり、食事すら満足に与えられなかったとされている。（『東亜日報』一九九二年一月一六日）

労務動員による死傷者

このような労務動員による強制労働の結果、危険のともなう作業場で多くの犠牲者が出た。一九四三年の労働科学研究所の調査によれば朝鮮人の死傷率は日本人労働者の三・五倍から六

倍という高率である。

昨年、調査団が新たに北海道三菱美唄炭坑の死亡者名簿を入手分析したが、一九四四年五月のガス爆発で死亡した一〇九人中、朝鮮人は八二人であった。目撃者は「現在でも当時の労働者の白骨が残っている」と語っている。いまだ日本全国の連行現場跡には多くの朝鮮人の遺骨が、追悼碑はもろんのこと、墓標もなく放置されている。

本年八月、福岡県のゴルフ場開発地から朝鮮人の遺骨数十体が発見された。しかしブルドーザーにより遺骨は散乱し確認作業は不可能であった。このほか宮城県の高賀城海軍工事では、掘げたのコンクリートに朝鮮人が人柱として埋め込まれたといわれている。

当時、朝鮮人が命がけで反抗、逃走して失敗すると、警察と企業の労務担当者により迫害され、虐殺された。

以上のような過酷な強制労働や虐待による死傷者の正確な統計数字はないが、日本国内だけでも推計三〇万人とも言われている。そして未だ遺族への連絡さえ行われていない。

日本で朝鮮人の強制労働を行った企業は住友、三菱、三井の旧財閥系企業から鹿島建設、大林組、熊谷組等の土木建設会社、トヨタ、日産、マツダの自動車会社等にいたる。これら大企業は例外なく朝鮮人強制労働により膨大な利益を得たが、現在においても強制預金、未払い賃金支払い等の補償以前の問題解決に誠意を示していない。当然、強制労働に対する謝罪、補償を行った企業も皆無である。

二〇世紀には数々の残虐行為があるがその主体は軍隊であった。民間人までが官憲と一体となり六〇〇万人もの他民族に奴隷労働を強要しリンチ・虐殺したにもかかわらず、戦後いまだいたるも謝罪すら行っていない。それにもか

わらず再発に近い現状が継続されている例は見受けられないであろう。

三、軍務動員

慰安婦

慰安婦とは、日本軍の管理下で戦場に連れて行かれ日本軍兵士を相手に性行為を強要された女性のことである。

一九三二年の日本の中国侵略戦争前後から一九四五年まで行われた。そのほとんどは朝鮮人未婚女性で、当然、本人の承諾もなしに連行した。連行数は一〇万人から二〇万人と言われている。

一九七二年、当調査団が沖縄で現地調査を行った際、「慰安婦」の炊事を受け持っていた兼島キク氏は次のように目撃談を語った。

「この女性たちはみな二〇歳代（一人だけ一

九歳)だった。一九四四年九月ごろ、古賀隊といっしょに来た。午前中は雑役、食料運び、それに壕掘り、材木伐りなどもさせられ兵と同じように働かされていた。昼は兵、夜は将校が相手だった。札を持った兵隊たちが列をつくって並んでいた。それでもこの人たちは「いつ死ぬかわからないんだから」といいながら「早く国に帰りたい」「オンマにいたい」「オッパにいたい」ともらしていた。とくに月夜るときには「そうだった。そして朝鮮のうたなどを寂しげに歌っていた」

また、沖繩で従軍慰安婦にされたベ・ボンギさんは一九四四年春、朝鮮の釜山で「シンガポールに行けば金もうけが出来る」と騙され連行された。慰安婦にされることを知った時「体じゅうの血が逆流する思い。胸が裂け恐怖で震えが止まらなかったよ。大声でこんな事があつてもいいものかと叫んだよ」この時の悔しさは一

生忘れないと。そして、「……いまだ一日とて心やすまる日は無かったよ……」と苦痛に満ちた人生を語っていた。

軍人・軍属

日本の侵略戦争がアジアから太平洋へと拡大するにつれて、朝鮮人は軍要員として軍属に徴用され日本軍の基地建設、捕虜の監視に大量に動員された。地域は日本国内から中国、東南アジアまで広範囲におよび、連行数は三六万四千人となり一九五三年五月現在の死亡者、行方不明者は一四万人におよんでいる。(公安調査庁「在日朝鮮人の概況」一九五三年)

しかし、こうして徴用された朝鮮人に対し現在、外国籍という理由であらゆる援護法の適用から除外している。

四、朝鮮人強制連行は

国際法に違反する

①朝鮮人強制連行は人道に対する国際法とその慣習を踏みにじる違法行為である。

極東国際軍事裁判所条例及びニュールンベルク国際軍事裁判では、民間人に対する虐殺、奴隷化等の非人道的行為は加害国の国内法に関わらず戦争犯罪であることが明記されている。

②朝鮮人強制連行・強制労働はILO「強制労働ニ関スル条約」(第二九号)に違反する不法行為である。日本は一九三二年一月二一日、同条約を批准しているが、同条約は一九七〇年のモリスヤスの批准まで含むと現在、約一二〇カ国が批准している。以下、該当すると考えられる項目を抽出する。

第一条 強制労働に従事するもの「推定年

齢一八歳以上四五歳以下の強壯なる成年男子」

第二条

「……最長期間は労働場所に往復するに要する期間を含み六〇日を越ゆることを得ず」

二

「強制労働が強要せらるる各労働者は其の完了したる右労働の期間を示せる証明書を交付せらるべし」

第三条

「……任意労働に対する超過時間に付通常行はるる率に於て報酬を与えらるべし」

第四条

「……類似の労働に付通常行われる率より低からず率に於て現金を以て報酬を与へらるべし」

四

「賃金支払に付いては労働場所への旅行の往復に要する日数は労働日数として計算せらるべし」

第二条

「強制労働は鉱山に於ける地下労働

働のため使用せらるることを得

ず」

このほか、ほとんどの項目に違反する。

五、日本政府の対応

日本政府が朝鮮人強制連行・労働について、自らの手で本格的な調査を行ったのはこれまで一度もない。

強制連行について

一九六五年「韓・日条約」締結時の国会答弁で椎名外務大臣は強制労働に対する質問に対し、「これを裏づけるようがない」（参議院日韓条約等特別委員会、一九六五年一月三日）とした。何ら手がかりもないにも関わらず、一九九〇年八月労働省の書庫から約六万七千人分の強制連行者の名簿が発見された。しかし、この名簿すら今日まで一切公開されていない。

い。こうしたことから民間調査機関である私たち調査団は日本政府の調査発表数を上回る一四万五千人分の名簿を収集し一般公開した。

また、それ以降も引続き追及がなされると、日本政府は一九九一年十一月、厚生省に二四万人分の朝鮮人軍人・軍属名簿が有ることを認めた。

慰安婦問題について

日本政府は慰安婦問題に対して当初、民間業者が連れて歩いたとして「関与」を認めなかった。しかし、一九九二年一月に民間により関連資料が発見されると「関与」を認めた。

一九九二年七月、日本政府は一二七点の資料を発見したと調査結果を発表したが、日本国立国会図書館、公文書館に資料の存在が確認されているにも関わらず、その部分については意図的に除外した。

私たちは日本政府の調査発表以降も調査を重

ね、今回、国立公文書館から四八点もの資料を

新たに発見した。この資料には朝鮮人慰安婦は一九三三年にすでに動員されており、従来一九三七年ごろからの動員説がさらにさかのぼる事になった。

またこのことは、日本政府の真相究明に対する対応姿勢がいかに不誠実であったか示すものである。

しかし、日本政府はこのような不十分な調査にも関わらず強制連行を証明する資料は見あたらなかったとし、被害者からの証言収集の予定もないとした。

これまた真相を解明することなく政治決着をはかろうとする意図である。

ではなぜ、日本政府は、かつての日本軍、政府の、また企業が行った行為を隠べいし矮小化するのにかくも必死になるのであろうか。

原因

一言でいうと、かつての朝鮮植民地支配を有効かつ合法であったとし、歴史の真実を否定し、いまだ真の反省をしないところに起因する。

現在、朝・日両国間で政府間交渉が行われているが、朝鮮側がかつての朝鮮植民地政策による人的・物的被害の補償を求めたのに対し、日本側は、朝鮮の「併合」は「合法的」になされ「有効」であり、したがって強制連行や女子挺身隊などもすべて「適法」になされた。したがって補償問題は生じないという立場である。

日本政府は一九六五年の「韓・日条約」の締結の際、朝鮮植民地支配に対する一言半句の謝罪もなく、一九一〇年からの日本の朝鮮植民地支配を合法として正当化した。

一九一〇年の「韓日併合条約」にいたる旧条約が、軍事力を背景にねつ造もしくは強制的に結ばれた不法のものであることは、日本国内で

もすでに定説化しつつある。

しかし日本政府は、これらの条約は合法的に締結されたのであり、ゆえに「有効」であるから、合法的な朝鮮植民地支配に対する補償は必要であるとしている。

最近、南北朝鮮で新たな資料、事実が相次いで発見されている。それによると一九〇五年の「乙巳保護条約」（第二次日韓協約）が強制締結どころか、条約そのものが無効であった事実が明らかにされた。

当時、旧朝鮮の法制度である「大韓国制」（一八九九年）および「勅令」（一八九四年一月）には、外国と締結するすべての条約は国王の事前承認と署名、御璽の押捺があつてこそ合法とされていた。しかし、日本帝国主義は強圧と威嚇手段で持つてしても国王の署名と御璽捺印を得ることが出来なかった。条約締結の規範と原則は当時の日本憲法にも明記されてい

る。

日本政府は違法不当な「条約」等をねつ造し朝鮮を植民地にした事実を認め、その反省にたつて慰安婦問題をはじめ朝鮮人強制連行の全容を自らの手で明かにすべきである。

また問題が「従軍慰安婦」だよにあるかのよう装いに、これに対する形だけの「補償」で内外世論を欺まんするようなことで問題の解決はかされるはずはない。

日本の植民地支配、侵略戦争による加害の歴史を見つめ新たな関係を築こうとするならば当然、問題の全容解明と誠実な補償が望まれる。

六、解決への課題

私たちは日本政府に対し問題解決にむけて次のように提案したい。

①慰安婦問題を含む朝鮮人強制連行・労働の

真相の徹底的な究明および事実の検証結果と全ての資料公開をすること。

②原因および責任を公開で認め、正式な謝罪を行うこと。

③真相の究明と謝罪、補償を慰安婦問題に限定する事なく、日本の植民地支配下での犠牲者すべてに対して行うこと。すなわち朝鮮の独立

闘争に参加し犠牲となった人々、朝鮮人慰安婦および強制連行者（強制労働、挺身隊、軍人・軍属）に対する誠意ある補償。

④強制連行・労働等の歴史的事実の記録、追悼碑、記念館等による永久的な保存をはかること。

朝鮮人「慰安婦」問題に関する「従軍慰安婦」. 太平洋戦争被害者補償対策委員会の告訴状

(一九九二年九月一日付)

朝鮮民主主義人民共和国の「従軍慰安婦」および太平洋戦争被害者補償対策委員会(委員長 吳文漢・朝鮮対外文化連絡協会副委員長)は一九九二年九月一日、日本政府の「従軍慰安婦」問題にたいする対応を指弾し、この問題の真相究明と謝罪を求める、要旨つぎのような告訴状を発表した。

「従軍慰安婦」問題は二〇世紀の人類史と戦争史でかつてなかったもともとも卑劣な反倫理的な犯罪行為である。強制連行した女性を性の奴

隷にした行為は、もっぱら大陸侵略に血眼となり、手段と方法を選ばなかった日本「皇軍」のみがなした犯罪であった。

日本帝国主義は一九三〇年代に入ってから大陸侵略戦争を挑発してから「皇軍」内で「従軍慰安婦」をなくてはならない「軍需品」の一つに利用することを制度化した。

日本政府と軍部は「従軍慰安婦」を主に朝鮮女性で充てることを政策化した。

朝鮮女性を「従軍慰安婦」として利用するようにしたのは、植民地であった朝鮮で奴隷状態

にある女性を徴発すれば、資金を投入せずとも大量に入手できたばかりでなく、性病の防止や軍事秘密も守ることができ、さらには朝鮮民族抹殺政策と結んで一石二鳥の効果を狙うことができたからであった。

日本帝国主義の犯罪は、何よりも彼ら自身が「従軍慰安婦」制度を設け、それを直接掌握し管理運営した張本人であり、主犯であったことにある。

一九四四年五月、中国広東駐屯の中山警備隊が所属隊員たちに送った軍人クラブ利用規定は、「部隊副官は軍人クラブの業務を統轄監督し……(第三条)」「部隊軍人クラブの衛生施設及衛生施設の実施状況……等の衛生に関する業務を担当す」(第四条)と規定するとともに、利用時間や利用単価などを明らかにしている。

日本帝国主義の非人間的な犯罪は、数十万の朝鮮女性を強制連行したり誘拐して、「皇軍」

の性の奴隷に提供したことである。

日本政府と軍部は、最初は作業などの各種名目で朝鮮女性をだまして「従軍慰安婦」に充てていたが、需要が急増するにしたがい官権を発動して、二十歳くらいの女性はもちろん、主婦や、はなはだしくは一二、三歳の未成年の国民学校の生徒までも手当たりしだいに捕らえて、「皇軍」の性の奴隷に提供した。

元関東軍後方担当参謀は、「皇軍」の性的需要を満たすため、二万の朝鮮女性を「従軍慰安婦」として徴発する計画で、飛行機で朝鮮総督府に乗りこみ、官権の支援のもとに徴発したとのべた。

「従軍慰安婦」強制連行担当者の一人であった吉田清治は、新聞記者との会見で、「朝鮮人強制連行は当時、大日本労務報国会が担当した」と明らかにした。

当時、日本軍部が強行した犯罪行為はまた、

「慰安婦」に耐え難い奴隷生活を強いたことがある。

日本軍部は「慰安婦」たちに天皇の名で「皇軍」に無条件従うことを強要した。沈平玉さんは最初に「皇軍」將校が現れ、「お前たちは今から軍の命令に従わなければならない。それが天皇のために自分を尽くすことであると肝に銘じよ。不服の者たちは首をはねると脅した」と証言した。

日本「皇軍」は自分たちに従わせるため、反抗する「慰安婦」たちを残忍な方法で虐殺した。

尹京愛さんは、「ある時、一人の娘が必死に反抗するや五頭の馬に彼女の手足と首をくくりつけて五体を引き裂いて殺し、「お前たちも皇軍に逆らうところなる」と脅した」と証言した。また、李福汝さんは「隣の部屋にいる三〇歳ほどの女性が辱めを受けまいとして抵抗した

ら、彼らは見せしめだといって、従軍慰安所にいる女性たちをみな外に集め、その女性を木に逆さ吊りにして飢えた狼のように襲いかかり銃床でなぐりつけ、乳房をえぐり陰部に銃剣を突き刺して殺した」と証言した。

「皇軍」は「従軍慰安婦」たちにあらゆる醜い行為と暴行を加えた。

鄭文福さんは、「昼夜を問わず一日三、四〇人ずつ襲いかかってきた。夜には七、八人の將校を相手にしなければならなかった」と証言した。

李京生さんは、尹という少女が果てしない凌辱の苦痛に耐えきれず、ついに窒息死したと証言した。

金大日さんは、故郷が平壤のハナコという臨月まじかの女性に「残忍なタナカという者が襲い、暴行を加えたので流産してしまった。タナカは日本刀を抜いて、失神し倒れていたハナコ

の腹を切裂き、胎児を刀に刺して掲げる悪魔のような蛮行を働いた」と証言した。

金君淑さんは、「ある日、日本軍の兵士たちが隣の部屋にいた娘が自分たちのいうことを聞かないといって乳房をえぐり、左足を切取って庭に放り出した。私はその光景を見て卒倒してしまった」と証言した。

「従軍慰安婦」たちの大多数は「皇軍」の鬼畜のような蛮行により死を強いられた。

上海、シンガポールなどに連れて行かれて「従軍慰安婦」生活を強いられた金大日さんは、「上海の慰安所で伝染病がはやり多数の朝鮮人「慰安婦」の患者が発生したとき、彼らはそこに火を放った。また、戦場で敗北した日本軍は、その腹いせに従軍慰安婦たちに銃を乱射し、溝に追いこんで手榴弾を投げて殺した」と証言した。

李宝美さんは、自分のいた「従軍慰安所」だけ

でも三十人のうち五人しか生きのこらなかったのだから、人知れず死んでいった女性がどれほど多かったことか」と証言した。

「皇軍」のこうした蛮行は古今東西どこにも見られない野蛮で反倫理的な行為である。日本軍部の犯罪行為は一九三〇年に締結された国際労働機関条約第二九号「強制労働条約」の基本条項を踏みにじった人権大罪である。

「従軍慰安婦」問題にたいする日本政府の「調査発表」は、故意に真相を歪曲し責任を回避するためのものであって、誰をも納得させられない、きわめて形式的なものである。彼らのこうした態度は、人道主義を重んじる今日の国際社会ではとうてい許されない反国際的な挑発行為となる。

朝鮮人強制連行に関する「従軍慰安婦」。 太平洋戦争被害者補償対策委員会の告訴状

(一九九二年一〇月二九日付)

朝鮮民主主義人民共和国の「従軍慰安婦」および太平洋戦争被害者補償対策委員会は、日本政府がかつての朝鮮人強制連行の真相を調査公開して謝罪しようとしないうちに閣連して、一九九二年一〇月二九日、要旨次のような告訴状を発表した。

私たちは、日本帝国主義が多くの朝鮮女性を連行し「皇軍」の性奴隷として奉仕させ、あらゆる屈辱をなめさせた反人道的犯罪行為にたいして、すでに世界の良心に告発したことがあ

る。しかし「従軍慰安婦」問題は、日帝が朝鮮人民に与えた災難と不幸、苦痛の一部に過ぎない。日帝が数百万人の朝鮮人を強制連行し奴隷労働を強要したあげく、多くの人々たちを集団虐殺したのは、その規模といい、残忍性において、人道にたいする戦争犯罪である。

日本の官憲側の資料によっても、日本本土と南洋群島、サハリン等に強制連行された朝鮮青壮年数は一五〇余万人に達する。

これに朝鮮国内の各地に連行して奴隷労働を強要した四五〇万人を加えると、その数は実に

六〇〇余万人を数える。日帝は朝鮮青壮年を手当たりしだいに強制的に連行して、炭坑、鉱山などの地下採鉱作業や、侵略戦争遂行のための軍需基地建設などで牛馬のごとく一日一六時間以上の奴隷労働を強要したばかりでなく、ついには「軍事秘密」の発覚を恐れて多くの人々を集団虐殺する蛮行を働いた。

最近、日本国内はもちろんのこと世界各国で、日本政府が、太平洋戦争時期に日帝がおかした反人道的な犯罪についての真相を、一日も早く全面的に調査公表して謝罪することを要求する声が、日を追って高まっている。

それにもかかわらず日本政府は、戦後、約半世紀を迎える今日まで、朝鮮人強制連行の真相を調査公開して謝罪するどころか、それを歴史の闇に葬り去ろうとしている。

日本政府のこのような旧態依然の態度は、旧時代の価値観そのままの表現であって、今日の

国際社会ではとうてい容認されるものではなく、また絶対に許してはならないものである。

一、日帝による朝鮮人強制連行の真相

暗黒の世紀と呼ばれた中世の白人奴隷商人は、アフリカで原住民を狂ったように奴隷狩りした。

二〇世紀に、中世の黒人奴隷狩りを思わせる非人間的な蛮行が再現されたとしたら、驚愕を禁じ得ないだろう。しかしそれは、日帝の朝鮮人強制連行によって再現された厳然たる事実であった。

官権と軍権が発動され、白昼に堂々と行なわれた日帝による朝鮮人強制連行は、その規模と手段、方法において中世の奴隷狩りをはるかにしのぐものであった。

朝鮮人強制連行は、日帝の海外侵略政策と植民地民族抹殺政策が生み出したものであった。

一九三〇年代に入って大陸侵略戦争を挑発し段階的に拡大して行った日帝は、より多くの兵力と労働力を要求した。

日帝は前線で限りなく消耗する兵力を補充しながら、急激に拡大する軍需生産をまかなうための労働力を、公然と「人力供出」という名目で、植民地朝鮮に求めた。

「人力供出」政策が朝鮮人民の当然の反発を買った。日帝は、強制連行を「合法化」するためのあらゆる悪法を次々と制定、公布した。

日帝は一九三八年四月には「国家総動員法」を、一九三九年七月には「国民徴用令」を、一九四一年二月には「労働調整令」を公布実施し、一九四二年二月には「半島人労働者活用に關する方策」という内閣決定を制定、公布した。そればかりか「朝鮮總督府」は、これらの

「法令」をたてに、朝鮮人を日本に連行するための「斡旋要綱」までつくりだした。

こうした「法令」は、日本が一九三二年一月に批准した国際労働機構協約第二九号「強制労働に關する協約」に照らしても全面的に違法である。

日帝は、このような「法令」が、戦時下においては不可避な労働力確保と配置制度であるかのように説いたが、実際には、朝鮮人を奴隷かのように取り扱えるようにするために軍需品のように取り扱えるようにするためにくりだされた悪法であったことは言うまでもない。それは当時「朝鮮總督府」財務局長であった水田直昌が「もつとも悪いことは、人間を取上げた。何とならば日本においては壮丁が皆兵隊に行くから、石炭を掘る者が要る。五千万トンの石炭を掘らなければならぬ。その六割は朝鮮人、南洋群島で築港、軍港をつくったのも朝鮮人でやった」（『朝鮮近代史料—朝鮮總督府

關係重要文書選集（三）二五頁）と事実を述べていることでも実証された。

「朝鮮總督府」はいわゆる「戦時労働員計画」に従って「人力供出」を保障するためにつくりだした「斡旋要綱」に乗っかって「朝鮮總督府」内に「朝鮮労働協会」本部を、各道には支部を、各府、郡、島には分会をおいて、その組織網を全国各地に蜘蛛の巣のように張りめぐらし、朝鮮青壮年を手当たりしだいに強制的に連行した。

一九三九年には「募集」、一九四二年からは「官斡旋」という名目で懷柔策と官権発動の両面作戦で朝鮮人を連行して行った。

日帝が「人力供出」を、初期には「募集」という形態で進めたのは、一つには「人力供出」が「奴隷狩り」ではなく、朝鮮人の同意と自由意思によると見せかけることで、その犯罪性を隠蔽しようとするところにあり、二つには日本

当局者が、強制的な人力徴発によって起こり得る朝鮮人民の反抗を嫌ったからである。

「募集」は自由な労働力の供給過程ではなく、徹頭徹尾、官権、軍権による「強制連行」であり、誘拐形態の「奴隷狩り」であった。

「官斡旋」形態の「強制連行」も、やはり日帝軍勢力の介入がより露骨になった「奴隷狩り」であった。

日帝は侵略戦争末期に、日毎に増大する労働力補充のために「徴用令」を発動した。

その歴史的背景について、日本当局者は「以上の要求（急激に増えていく労働力確保）を満たすためには、従来のような「斡旋」などのなまぬるい方法では円満な遂行はとうてい不可能であった」（『在日本朝鮮人の概況』公安調査庁資料）と率直に述べている。

日帝が朝鮮で強行した「徴用」は、誘拐形態の「人力供出」である「募集」や「官斡旋」の

本の国家的大罪であった。

二、日帝が朝鮮人強制連行者に強要した非人間的虐待と苦痛

日帝の強制労働政策は、古代社会の奴隷労働政策をも赤面させるものであった。

日帝は強制連行した朝鮮人に「産業戦士」「半島労働戦士」というレッテルを貼り、かつて人間社会が経験したことのない野蛮な奴隷労働を強要した。

日帝が強要した奴隷労働の過酷さと野蛮さは、何よりもまず事業主たちが強制連行した朝鮮人労働者を生かすも殺すもできる権利を持ち、虐待、酷使したことであった。

日帝は強制連行した朝鮮人を例外なく強制収

隠れ蓑を説いて、なりふり構わずに強行した「強制連行」であった。

「徴用令」による労働力徴発によって、朝鮮での日帝の強制連行は頂点に達し、これによって朝鮮人民はより大きな民族的受難をこうむったのである。朝鮮人強制連行は、日本の国家権力による大犯罪であり、日本当局が自ら引き起こした国家的犯罪であった。

国内外に強制連行された六〇〇余万人は、当時の全朝鮮人口の四分の一に該当する数字であり、青壮年労働力の大部分が強制連行されたということを物語ってくれる。

一民族の青壮年労働力のほとんど全部を強制連行したという事実は、人類史上その類例を見ない前代未聞の反人道的犯罪であり、それは第二次世界大戦時期のナチス・ドイツによるユダヤ民族抹殺政策に匹敵し、日本軍国主義者の朝鮮民族抹殺政策に直結する、決して許せない日

容所に監禁した。この収容所は、「監獄部屋」「たこ部屋」「納屋」「飯場」「寮」などと呼ばれたが、共通していたのは、すべて死の収容所であったということである。

労務係員は、彼らが作り上げた奴隷的規律に少しでもふれば容赦なく拷問を加えた。

日本当局者は過酷な奴隷労働に耐えきれず逃走して捕まった朝鮮人に、想像を絶する刑罰を科した。

高知県朝鮮人強制連行真相調査団の報告資料は長沢ダム工事現場から逃走した朝鮮人三人に対する日本・警察の拷問真相について次のように明らかにした。「警察署の事務所に連れていき炭火が真っ赤におこっている火鉢の前で、逃げられないように三人の腰を針金で縛り、ズボンを脱がせ、男性の生殖器の根元を真田ひもできつく縛ってその紐を竹刀で押さえつける。痛

ていて熱いから離れようとするがまた紐を抑え

る。火鉢にくっつく。それを繰り返しているうちに内股が焼けただれる。それをおもしろ気に眺め、泣き叫ぶ三人をそのまま留置所に放り込んだ。翌日は水道の蛇口からホースをひっぱり、ゆうべは熱かったろう、今度は冷やしてやるといって留置場の中が水浸しになるほどの水をぶっかけた」(『朝鮮人強制連行真相調査団全国交流集会資料集』一巻九ページ)。

現在、新義州市ワイ洞に住むユ・ボクトンは一九四一年七月から一九四六年二月まで南洋群島のある島で、日帝の「海軍作業団」に強制連行され苦役を強いられたが、九死に一生を得て生き残った老人である。

彼は「日帝は毎月一二〇円の金をやるというながら、そのうちの五〇円は横須賀郵便局に貯金するといひ(もちろん貯金通帳はくれなかった)送金証書もなしに五〇円は家に送金すると

いった。また一〇円は様々な税金として納める
といひ、一〇円は本人に渡すといひた。その
一〇円すら食費だ、合宿費だという名目で取ら
れたが、このような状態では借金をしなくては
やっていけなかった。後に調べたら貯金と送金
は嘘だった。私たちは帰国するとき、横須賀に
立ち寄り毎月五〇円ずつ貯金した金を探そうと
した。しかし郵便局には一銭の貯金もされてい
なかった。家に帰ったら毎月五〇円ずつ送金し
たというのも嘘だったことが分かった。日帝は
五年間にただの一度も家に送金したことがな
かった」(「労働新聞」一九九一年一〇月二六日
付)と証言している。

日帝が敢行した無報酬強制労働の過酷さと野
蠻さは、次にはなほだしい民族的差別からも知
ることができる。日本当局は日本人労働者がい
やがる重労働、危険労働には必ず強制連行した
朝鮮人を配置した。

五斤、食用油五合、牛肉三〇〇匁、小麦粉五〇
〇匁、甘藷五〇〇匁を配給したが「朝鮮人に対
しては特配をしなかった」(「朝鮮人強制連行
調査の記録—四国編—一八八ページ」という記
録は、日本当局の民族差別政策の一端を示すも
のであった。

三井三池炭坑に従事した山根重人は「朝鮮人
は豆粕、コーリヤンが主で、米が若干、そう三
割も入っていましたらうか、何しろ食事が悪
く、栄養失調になって労働に耐えられないで毎
日のように倒れていきよったとですたい」
(「月刊朝鮮資料」一九七四年九月号二五ペー
ジ)と証言した。

直接飢餓労働を体験したシン・ヨンジェ同胞
は「食べ物のご飯じゃない。豆粕に麦を混ぜ
たもので、豆粕が九割位入っていた。朝鮮か
ら着いて半月位までは、それまでの蓄積がある
から辛抱できるが、それが過ぎると腹が保てな

日本の「石炭統制会」が敗戦後、連合国司令
部に提出した「炭坑労働者に対する報告」には
「労働日と労働時間の増大にもとづく疲労の累
積による事故の増大と労働結果の減少とは地下
労働に対して悪い感情を日本人にいだかせてし
まった。この理由から朝鮮人および中国人の労
働者の移入を必要とした」(北海道炭坑汽船株
式会社「石炭国家統制史」一九五八年)と記さ
れている。

このような民族排他主義的立場から日本当局
者は、強制連行した朝鮮人を鉱山、炭坑、発電
所ダム工事、道路建設などあらゆる現場での発
破作業、土砂運搬など、危険で辛い労働にのみ
従事させた。それは食べる問題についても例外
ではなかった。

高知県「知事引継書」よれば戦中に捕虜とな
った「トルコ人、スペイン人に対しては本省よ
りの通牒により毎月特配として各人に砂糖一・

い。また欠勤食というのがあって仕事を休むと
量のぐっと少ないのしかくれなかった」(同
上)

日帝は健康な青壮年を選んで強制連行し酷使
したが、たえがたい苦役と栄養失調、疾病で労
働力としての価値がなくなったと認めるや、生
き埋めにしたり焼いて殺したりもした。

人を酷使したあげく使えなくなったら生き埋
めにしてしまう、日帝のこのような犯罪行為
は、日本人を人間憎悪と人間滅殺へとおいやっ
た日本軍国主義者の罪悪の直接的産物であっ
た。

強制連行した朝鮮人に対する日帝の刑罰が、
あらゆる殺人技術の導入と中世紀的拷問制度、
前代未聞の残忍さなどが結びついたものであっ
たということは、すでに知られているところだ
である。

長崎近郊の死の島、生き地獄として知られる

端島炭坑で発見された「死亡診断書」と「火葬認許下付申請書」によれば、多くの人の死亡原因が脳震とうと内臓破裂症であったことが確認された。

労働災害による朝鮮人の集団的犠牲は日帝の残忍な労働政策の直接的結果であった。

「朝鮮総督府」当局者は、強制連行した朝鮮人を侵略戦争の弾丸除けとして使い集団的に殺害した事について「一九四一年九月以降海軍の要求に基き南方に於ける緊急土木作業に従事せしむる為海軍作業愛国団として三二、二四八名を韓旋送り出せるを最多とし、陸軍の要求に依る主なるものとしては、北部軍経理部要員七、〇六一人、米英人捕虜監視要員三、二二三三人、運輸部要員一、三三〇人等にて、此の外鮮内は素より内地、満州、支那及南洋方面へ多数の要員を韓旋送出せり。而して現在迄に直接戦闘に起因して死没せる者二、一四二人（「タラワ」

「マキン」両島に於ける玉碎者一、二〇〇を含む）行方不明者七三五人を出せり」（朝鮮総督府財務局作製「第八回帝國議會説明資料」一九四四年八月）と認めた。

ここで明らかにされた数字は、日帝がきわめて縮小して発表したものである。

日本の官側の資料が公認しているようにクルル列島で五、〇〇〇人、ウルフ島で二、五〇〇人、松代の大本営防空壕建設現場で五〇〇余人を集団殺害したのは、いわゆる「軍事機密保持」という名目で行われた蛮行の代表的実例にすぎない。

日帝は敗戦後も、朝鮮人に対する集団虐殺をした。第二次世界大戦で敗れた日本軍国主義者は、日本に強制連行した三、七〇〇人を朝鮮に帰してやるとだまし、日本海軍特設輸送船「浮島丸」に乗せて南に向け航行する途中、京都・舞鶴港付近で爆破し五四〇余人を集団虐殺し

た。

日帝が朝鮮人に強要した奴隷労働は、歴史上他に例を見ることのできない残忍きわまりないものであり、それにより犠牲となった朝鮮人の数は実に数十万人に達する。

三、日帝による強制連行・

強制労働は重大な蹂躞

ん行為

朝鮮人に対する日帝の強制連行・強制労働政策は、政治道徳的価値観に照らしても、法律の見地から見てもはや免れられない大犯罪である。

日帝の強制連行・強制労働政策が非道な犯罪行為となるのは第一に、それが人道に対する国際法と慣例を乱暴に蹂躞したものだからであ

る。

極東国際軍事裁判所条例第五条（ハ）項とニールンベルク裁判の国際軍事裁判所条例第六条には、戦前または戦争中に全ての民間人に対して行われた虐殺、せん滅、奴隷化、拉致及びその他非人間的な行為は、犯罪が敢行された国の国内法に抵触する、しないに関係なく戦争犯罪になることが明記されている。

条例に照らして見れば、朝鮮人民に対する日帝の強制連行・強制労働政策が植民地的略奪と民族的差別感にもとづく政治的及び人倫的迫害行為として人道に対する戦争犯罪行為になる。

従って日帝の強制連行・強制労働政策を作りそれを施行したすべての犯罪者は、この条例に即して、当然すでに歴史の審判を受けなければならなかった。

日帝が、朝鮮人民に対する強制連行・強制労働の、いわゆる法的根拠とした「国家総動員

法」「国民徴用令」「半島人労務者活用に関する方策」等、当時の日本法などは、どれもみな条例に違反するものであった。

これらの事実、日帝の強制連行・強制労働政策が政治道德的見地からだけでなく、法律にも国際法を乱暴に蹂躪した非道な大罪となることを確証してくれる。

第二に、「強制労働条約」に関する国際法に対する蹂躪行為となるからである。一九三二年一月、「強制労働条約」を批准した日本は、公約を無視し乱暴に蹂躪した。

この条約は、戦争を義務労働の理由にしうるが、それが強制労働になつてはならないことを規制した。

日帝が敢行した強制連行、強制労働政策は、戦時義務労働制ではない非人道的で、非人間的な奴隷労働制度であった。

「強制労働条約」は、戦時義務労働に一八歳

未満、四六歳以上の男性と女性は動員出来ないことを規制した。

だが、日帝の戦時動員法は、一二歳以上一六歳未満の男性と、一二歳以上一四歳未満の女性を強制徴発することを規制することによつて「強制労働条約」に正面から挑戦した。

「強制労働条約」一二条によれば、義務労働は作業場に通う時間を含めて一二月間に六〇日を超えることが出来なくなっている。しかし日帝は強制労働期間を二年に規制し、それも企業により無制限に延長することが出来るようにした。

「強制労働条約」二一条には、戦時義務労働に動員される人々に対し鉱山地下労働をさせてはならないことが規制されている。

だが、日帝は一九四五年六月末現在、強制連行された朝鮮人一二万五、〇〇〇余人を九州、北海道など日本各地の炭坑、鉱山に投入した。

これは、日本の全鉱夫数の三二％に達する驚くべき数字であった。日帝は炭坑、鉱山に強制連行された朝鮮女性を投入する蛮行もためらわなかった。

歴史的事実が明確に示しているように、日帝の強制連行・強制労働政策は「強制労働条約」に対する露骨な挑戦であり、弁明する余地のない国際法蹂躪り行為であった。

すべての事実、過去日帝が朝鮮人民に与えた莫大な人的被害問題が、政治道德的問題であると同時に、法的責任問題に属するということを確証するものである。

日本政府当局が、過去日帝が犯した朝鮮人に對する強制連行の真相を全面的に調査公表し謝罪しようとしないうちは、軍国主義者の犯罪を隠ぺいしようとするものであって、いつの日にか先行者が歩んだ道を再び歩むこともあり得るということを物語っている。

世界は、日本政府が六〇〇余万人の朝鮮人に對する強制連行問題をいかなる立場と姿勢で対処しているかを注視している。

日本が過去の罪行を率直に認め、きれいに清算しなければならぬのは、全朝鮮人民はもとよりアジアと世界の進歩的人民の一致した要求である。

日本が過去を正しく清算し、新しい姿で世界の前に立つことは、日本自身のためにも必要なことである。

朝鮮民主主義人民共和国「『従軍慰安婦』及び太平洋戦争被害者補償対策委員会」は、世界の進歩的人民、政府と国際機構及び社会団体が日帝の朝鮮人強制連行に当然の注目を払い、日本政府が六〇〇余万人の朝鮮人に對する強制連行の真相を徹底的に調査公表し、きちんと謝罪して補償するよう、働きかけることを訴えるものである。

一二歳で「慰安婦」に

李 京 生(リ・ギョンセン)

一九一七年六月二九日生 七五歳

咸鏡北道漁郎郡出身

私は三歳で母を亡くし、六歳のときには父を亡くし、育ててくれた祖母とも死に別れた。孤児となった私は、地主の家の子守や下女として一人で生きていた。一二歳になったある日、区長が呼んでいるというので行ってみたら、すでにキム・グアンソン、パク・スボク、ユン・チュンソンの三人がきていた。みんな私と年齢が前後する女の子たちであった。区長は私に「お前は哀れな星の下に生まれて苦労している。今

日からお前の人生を変えてやろう。良い所へ連れて行ってあげるがどうか？」といった。私はそれまでのみじめな境遇が辛かったので、今より良い暮らしがあるのなら、「行きましょう」と答えた。区長は「私が呼び出したら朝でも夜でもすぐくるんだよ」といった。幼い私は、「はい、すぐ来ます」と答えた。

夜になって区長の家から使いがきたので、私は急いで行っった。区長は立派な日本人が迎えに

きたと言った。見ると長い刀を腰に差した男が三人来ていた。私たちは怖くなって「アッ」と声を出してしまった。それを見た区長は、「お前たちを良い所へ連れて行ってくれるのに怖がるな」と言った。そしてその男たちに私たちを引き渡すと、村の外まで見送ってくれながら、「今日からお前たちの運命が変わるのだ。いい所に行けよ」と励ますようにいつて家に帰ってしまった。

どうしていいのかわからないままに、私たちはその男たちの後について行っった。男たちの後について行くと、やがて駅前に出た。そこで汽車の貨車に乗せられた。よい所へ連れて行ってくれるとは言われていても、そこは子供だから、しだいに心細くなり、四人してめめめしたりしていた。明け方近くなって降りろというので降りたら、駅前に車が迎えに来ていた。車には二人の日本人が乗っていた。私たちは、見

知らぬ三人の日本人についてくるだけでも怖かったのに、また二人増えたのもっと怖くなった。尻込みする私たちを見て、男たちはまるで豚の尻尾を取って車に乗せるように、私たちを五人がかりでほうり上げて乗せた。どれくらい行っったか記憶に残っていないが、まわりが明るくなったところ、やがて山の中に到着した。彼らは「降りろ」と言ったが、私たちは怖じ気づいてじっとしていたら、引きずり降ろされた。そして「ここが良い所だから入れ」といつて家のなかに連れ込まれた。そこが慶尚道・昌原にあった軍の秘密工場であることは、ずっと後で知った。

指定された部屋の中でしばらくじっとしていると、日本の着物を一抱え持った看護婦が入ってきて、「朝鮮服を脱いでこれに着替えなさい」と命令した。もじもじしているとむりやり脱がされて裸にされ、浴衣を着せられて胸に

「ミイコ」という名札を付けられた。そして「お前は今日から朝鮮人ではなく日本人だ。日本帝国の天皇陛下のために働かなければならぬ。おまえの名前はミイコだ、朝鮮語を使っている。おまえはミイコだ」と言った。それから約半月の間、雑穀の入った食事を三度与えられるだけで、仕事はさせなかった。苦勞ばかりしてきた私は、区長が言っていたように良い所へ来たのかな、と単純に思ったりした。

やがて半月が過ぎると今度は将校がやってきて「足を洗え」「爪を切れ」などと命令するだけで、仕事らしいことは何もなかった。ただ、「風呂に入れ」とか「身体検査」と言われれば体重計に乗ったりして、言われるままに行動していた。そんなことでまた半月が過ぎた。

ある日の朝、前庭に集まれというので行ってみたら、少女たちが二〇人くらいいた。その少女たちと一緒に私たちも一列に並ばされた。私

たちの前に将校たちがやってきた。その中で星が四つ付いた将校が、一列に並んだ少女たちを警めるように見回していたが、一番背が低いので端っこにいた私を、自分のそばに引っ張り出した。次に少し位の低い将校が、同じようにして他の少女を選んだ。こうして順番に将校が気に入った少女を選び出し自分の部屋に連れて行った。私はその時、八号室に入れられた。私と一緒に来たユン・チュンソンは隣の九号室であった。やがて昼食が済むと、工場から八〇メートルほど離れたところにある場所に連れて行かれた。九号室あったが、そこでも八号室に入れた。そこは将校が入る部屋だと後で聞いた。

夜になって男が部屋に入ってきたが、それは朝、私を選んだ将校であった。その将校の名前は「トウギョウ」といった。彼は、一二歳の私を暴行した。あまりにも幼い体なので膣が引き

裂かれてしまった。翌朝の八時か九時ごろ、医者と看護婦がやってきて治療してくれた。そんな状態にも関わらず、その将校は毎夜のように襲ってきた。それは私だけではなく他の部屋でも同じであった。九号室のユン・チュンソンは恐怖と嫌悪感から拒否して叫んだので、口をふさいで窒息死させられてしまった。こうした行為を強いられて一カ月もしたところ、トウギョウという将校は「もうお前に飽きた。好きにしろ」といって来なくなった。それから毎日のように七、八人くらいの兵士がやってきた。こうしてこの秘密工場での私の「慰安婦」生活が始まった。

これは慶尚北道・安東出身のオクランという一八歳の女性のことである。彼女は襲ってきた兵士に反抗して、相手に噛み付いたり引っ掻いたりしたというので、裸にされて工場の電信柱に一日中逆さ吊りにされた。ほとんど瀕死の状

態の彼女に対して、「これでもお前は反抗するのか」と威嚇する兵士に、彼女は「いいなりになるくらいなら死んだほうがましだ」といって抵抗し、ついに他の「慰安婦」たちの前で見せしめになぶり殺された。死体はバラバラにされかますに入れて川に放り込まれた。

忠清北道のキム・サムニョという二〇歳前後の女性は美しい人であった。彼女の所には数十人の兵士たちが列をなしていた。この屈辱的な暴行に耐えられなくなった彼女は、死を覚悟して抵抗した。日本軍は、見せしめだといって、彼女を板の上に仰向けにさせて両手両足をしばり身動き出来ないようにした。そして三〇人くらいの兵士たちが馬飛びのようにして輪姦した。彼女もまたついに命を落とした。こうして三人もの女性が殺されるのを見せられた私たちは、恐怖のために抵抗も逃げ出すことも出来なかった。

一六歳になった私は、知らぬ間に妊娠していた。それを知った将校は、軍医に診察させて妊娠を確認すると、「天皇に忠誠を尽くさない朝鮮人の子供は必要ない」といって、私を部屋に閉じ込めてお腹を裂き、数ヵ月経っている胎児を引きずりだして殺した。そのときに受けた傷が今でも残っている。

それから間もなくであったと思う。そこで暗い婦をしている朝鮮人のシン・フアジャというおばさんが私たちのところに忍んで来て、「お前たちはみんな可愛い顔しているね。こんな可愛い子たちがここで朽ち果てるのはかわいそうだ」「ここは秘密工場だから、ここに来た女性たちは生きて出られないよ」といい「何とかして逃げなさい」と教えてくれた。それから一緒にきた私たち三人は、逃げ出す方法を計画した。当時の兵士たちは将校と違って思い通りに酒を飲めなかった。お酒を飲みたがっている彼

らの弱みを知っている私たちは、酒を与えて酔いつぶす計画をたてた。私たちは、将校が飲み残した酒やつまみをこっそり取っておいて集め三本分の酒を用意した。

土・日曜日は将校たちが家族のもとに帰って行く。その日を狙って門番の兵士に酒を与えた。酒につられた彼らは、私たちの計画にはまり、私たちはやつとの思いで逃げ出すことが出来た。私たちは三人がバラバラになって逃げた。それっきり私は同郷の友人たちの消息を知らない。

私は電線のない深い山奥を目指して逃げた。そこでひっそりと住んでいる老人夫婦の家を見付けて匿ってもらい、老人夫婦の好意でそこに住みついた。

一八歳のときに、山村の人々の世話で、身寄りのない若者と世帯を持った。結婚式も出来ない貧しい者が寄り添った暮らしには、家財道具

も何もなかった。周辺の人々が持ち寄ってくれた必要最低限の道具で二人の生活は始まった。

しかし私は常に追っ手の影におびえていた。私は夫に機会をみては哀願をくりかえし、中国に逃げようとせつついた。そして中国の瀋陽に渡って行ったのである。

解放は中国で迎えた。祖国の解放を知った私は、今度は故郷に帰りたくて、また「朝鮮に帰ろう」と夫に哀願した。夫は「お前は、前には中国に行こうとせつつき、今度は朝鮮に帰ろうと騒ぐ。いったいなぜなんだ？」と聞いたが、私は過去のことは一切いかなかった。

一九六〇年代に祖国に帰国した。祖国では協同農場の一員として夫婦で働いてきた。私たち

の農場は稲作を主としてやっている。私は農民として働ける暮らしが嬉しくて、本当に良く働いた。

今年の三月二七日にただ一人の身内である夫を亡くし、一人ぼっちになってしまった。夫にも過去を隠して暮らしてきた自分の半生がなんであったかを考えると、むなしかった。今までも、「慰安婦」時代を思い出して夜中に飛び起きて胸の締め付けられる思いを何度したことか。ひとり胸の内にしまってきた過去を告発して楽になりたい、と思った。何日も考えた末に、私は自らすすんで平壤中央テレビを訪ねて行った。そして「私が元慰安婦です」と最初に名乗りを上げた。

使いすてにされた朝鮮女性

金 英 実(キム・ヨンシル)

一九二四年一〇月二日生 六八歳
両江道普天郡出身

両親、祖母と妹二人、第一人の七人家族の長女として生まれた。家庭が貧しかったので数え一三歳のとき、咸鏡北道の会寧に住んでいた父の妹のところに行った。会寧は私の故郷に比べればそれでも働き口があるというので、叔母の家で世話になりながら、近所の雑用をして働いていた。数え一八歳のとき居酒屋で雑用係をしていた。一九四一年のある日、そこに背広を着た日本人が現れて「条件の良い仕事を斡旋して

やろう」と話しかけてきた。「良い条件の仕事」なら故郷の家族に仕送りが出来るので、家計を助けるためにもやって見たいと思った。故郷を離れたといっても叔母のそばで働いていたので、見知らぬ土地に行くことには不安はあった。しかし少しでも条件のよい仕事をして故郷に仕送りできればと考えていたので、集合場所に指定されていた村の日本人区長の家に行った。行つて見ると私と同世代の女性が、すでに

一四、五人集まっていた。

区長の家の前にはトラックが迎えにきた。それに乗って会寧駅に行き、そこで昼食時に汽車に乗換えてアオヂを経由してウンドクに到着したのは夕刻であった。そこからチョンアクドンに行く、幌付きのトラックが待機していた。それに乗せられて三〇分ばかり走ったところの山中に連れて行かれた。

その山中には日本の軍人がいっぱいいた。私たちは中国と旧ソ連の国境地帯の、少し奥地に入ったところに連れて行かれた。到着してみると、そこにはすでに一〇人くらいの朝鮮女性がいた。女性たちは、私たちに「なぜこんなところにきてしまったのか。ここからは生きて出ることは出来ないのに」と悲しげに話しかけてきた。私には何のことか分からなかった。軍人がやってきて私たちを最初に倉庫に連れて行った。今まで着ていた朝鮮服を脱いで和服に着替

えろと強制した。私は恐怖と羞恥から拒否すると殴る蹴るの暴行を受け、むりやり裸にされて着替えさせられた。そして「お前は今日からエイコだ。ここでは朝鮮語を使うと殺す」と脅された。

その日、一緒にきた女性たちの一部は他所へ連れて行かれ、彼女たちがどこへ行ったのか、どうなったのか一切分からない。私は人間二人が入ればいっぱいになるような部屋に入れられた。

夜、麦御飯とスープだけの粗末な夕食を出されたが、恐怖で喉をとおらなかつた。ただどうにかして逃げ出さなければとばかり考えていた。そんなことを考えていた時に、私たちを連行してきた男が軍服を着て入ってきた。将校(肩に星が三つ付いていた)の軍服を着ていた。将校はいきなり入ってきて有無をいわさず私を強姦した。この将校は、それから背広に

着替えてどこかに出かけて行つては、朝鮮女性を連れてきて「慰安婦」にした。そればかりか、ここにいた女性をどこかへ連れ去りもした。

最初の日の夜は、その将校の外に七人もやってきて私に暴行を働いた。私が七人という数字を記憶しているのは、それまで想像もできなかったくらい暴行を受けて、この後何人にこんな思いをさせられるのかと思い詰めていたからである。厳しい監視の中で私は逃げ出す方法も考えられないままに、そのままそこで「慰安婦」を強いられることになってしまった。

食料事情は悪く、ろくな食べ物もなかった。そのために栄養失調と過労のために病気になるものが多かった。重病のために役に立たないとわかると、病死者も含めてどこかに連れ去られた。彼女たちがどうなったかは分からない。ただ、行つて見たことはないが、豆満江がすぐ近

くを流れていたもので、そこが墓場になったのではないだろうか。

この周辺のアオチ、チョンアクドン、クロン、サフェなどには付設の慰安所があったが、ホインリにはなかった。慰安所のないところには、私たちが派遣されて奉仕させられた。そこには週に一、二回行かされ、朝から翌朝まで奉仕させられた。時には一泊二日で夜中に帰ってくることもあった。私たちのグループは常に一四、五人で、欠員が出るといつのまにか必ず補充されていた。

ある日、「トキコ」と呼ばれていた私より若い女性が朝鮮語を使つたという。それを見とがめた将校が私たち全員を呼び集め、その前で見せしめに、若い「トキコ」の首を日本刀ではねて殺した。あまりの恐ろしさに泣き叫ぶ者、気絶する者もいた。私はただうつむいて声を出すことも出来なかった。それから、日本語のよ

くわからない私たちは、ただ目と目で語りあうしかなかった。

また、「ジュンコ」と呼ばれていた女性は、妊娠に気付かぬうちにいつしか臨月に近くなつていった。軍人たちは「ジュンコ」が出産する直前まで慰安婦として利用していた。ある日、彼女が出産した。彼女の部屋に入つて行つた将校は、産まれた乳児を布で包んでどこかに連れ去つた。そして衰弱した「ジュンコ」が役に立たないと思つたのか、彼女もどこかに連れ去つて行つた。それっきり私たちは、彼女の消息を聞いていない。

ここにいたらいつか私も殺されると思つた。

一九四五年八月一三日、軍人たちが「日本に帰るから、お前たちも一緒に連れて行く」と言つた。ここでもこんなに辛い思いをさせられているのに、日本に行けばどうなるのか見当がつかない。そこで皆と話し合い逃げることに決めた。一緒だと捕まるのでバラバラに逃げようと約束した。その夜、私はとうもろこし畑にひそみ、明け方山に登つて行つた。山の中で二日くらい隠れていて、それから山の麓の人家を探して行き、そこで食べ物をもらつた。祖国の解放はその時聞いたが、信じられず捕まることを恐れて、ずっと山中に潜んでいた。秋になって清津に出てきた。(一九九二年八月取材)

だまされて「慰安婦」に

褒 奉 奇(ベ・ポンギ)

一九一四年生 享年七七歳

沖繩で死去

私は朝鮮にいたとき事情があつて夫と生き別れ、それ以来、雑用をしながら朝鮮の各地を転々としていた。一九四四年、釜山で仕事を探していた私に、コンドウという日本人の男が「シンガポールに行けば楽してお金が入る仕事がある」といって声をかけてきた。彼は女性を募集して回っていた。ろくな仕事もないままに苦勞ばかりしていた私は、ついその男の口車に乗せられて、彼に半強制的に船に乗せられた。船の

中には似たような境遇の朝鮮女性が五〇人ばかり乗っていた。

シンガポールへ行くはずの船は、なぜか日本の門司港に寄港した。このとき私は不安な気持ちになったが、そのときにはもうどうしようもなかった。私たちは門司から沖繩に連れて行かれた。

沖繩に連れて行かれた女性たちは、そこで分散させられた。私は六人の女性と一緒に渡嘉敷

島の日本軍の駐屯地に連れて行かれた。そこで私は、初めて自分がだまされて「慰安婦」として連行されたことに気付き、呆然自失の状態におちいった。全身から血がぬけてしまったような衝撃をうけた。胸を引き裂きたいような思いと同時に、恐怖感からだの震えをどうしようもなかった。「こんなことがあるのか」と大声でわめきながら食ってかかりもしたが、その時にはもう遅かった。

慰安所では「アキコ」と名前をつけられた。

日本兵は、昼の一二時から夜の一二時まで、列をなしてやってきた。日に十数人の兵士を相手にする「慰安婦」生活は生き地獄であった。沖繩の日本兵は激戦のただなかにいるせいか、野獣のような行為を平気で実行していた。それだけに「慰安婦」を人間としてみずに「軍需品」としてあつかった。一日が終わると全身の感覚はなくなり、起き上がる気力もなかった。

それにもかかわらず、日本軍は、私たちを朝早くから地下壕を掘るのに動員し、武器運搬などの重労働をさせた。私たちは弾が飛び交う戦場で、弾薬を運んで走りまわったこともある。ほとんど一日中、労働させられているのに、ろくな食べ物ももらえなかった。

一九四五年三月、渡嘉敷島に米軍が上陸してきた。そして六月、米軍は総攻撃を開始した。このとき、ひとりの朝鮮人「慰安婦」が弾に当たって死亡した。彼女が死亡したのは、兵舎の炊事場であった。

爆撃があれば、兵士たちは防空壕に避難したが、私たち「慰安婦」はそこに入れてもらえなかった。しかたがないので私たちは兵舎に逃げ込んでいたが、そのときは、私と何人かは風呂場に逃げ込んだ。遅れた彼女は、炊事場に逃げ込み、爆撃で死亡したのである。私たちは、自分たちで掘った地下壕にも入れてもらえず、こ

んな犬死にの目にあわされた。「慰安婦」とは、日本軍の「性処理道具」でしかなかった。私たちは日本の敗戦とともに、米軍の捕虜になった。捕虜になった私たちは、そこでまた、今度は米軍に凌辱される屈辱を再びあわされた。こうした屈辱にみちた「慰安婦」生活を強いられたのは、朝鮮が日本の植民地であったからである。(この聞き取りは、一九七七年に裴さんが戦後初めて『朝鮮新報』記者のインタビューに応じて語ったものをまとめたものである)

裴奉奇ハルモニは、昨年一〇月、恨み多い日

本で逝去した。裴さん
いた朝鮮総聯沖縄県本部
子と娘」と呼んで行き来して
妻との交流を通して、自分の不
きらめていたハルモニも、しだいに
の朝鮮が置かれていた歴史的状況を知
が植民地支配によるものであったことを
ていった。祖国統一を望み、亡くなるころに
は、朝・日会談の行方を気にしていた。日本が
植民地支配の事実を認めて「慰安婦」問題の実
態を明かにして、犠牲になった朝鮮人「慰安
婦」たちの「恨みをはらして欲しい、日本に謝
ってほしい」と語っていた。

朝鮮人「慰安婦」を見殺しに

荒木寛一(あらき・かんいち)

一九二三年生 六九歳

福岡県在住

私は戦争中の一九四二年から軍の御用船で料理コックとして勤務していた。大陸と日本を行き来する船に乗っていた私は、大連などいろいろな所をまわった。

大連で知りあった朝鮮人「慰安婦」のなかに、「花子」と日本名を付けられていた女性がいた。彼女は全羅南道から連れてこられたといっていたが、「早く朝鮮に帰りたい。お母さんに会いたい。病氣したら御飯も食べさせてもら

えない」と訴えていた。私がにぎりめしを持って行ってあげたら、そこにいた朝鮮人「慰安婦」たちは、本当によるこんでおいしそうに食べていた。私はそれが哀れでたまらなかった。

彼女たちは、みんな結婚もしていない若い女性たちであった。彼女たちは、日曜日がいちばん辛いといっていた。休みの日には一人で五人から二〇人もの日本兵の相手をしなければならぬ。実際に、靴を持った兵士が列をなして

待っているのを見ているので、彼女たちの苦しさがよく理解できた。

私の乗っていた船は、フィリピンに向かう船団に組み込まれていた。私たちの船団は、食料を積み込むために台湾の高雄に立ち寄った。高雄で積み荷を終えて朝出発したが、すぐにアメリカの戦艦に攻撃された。そのとき、多くの兵隊や女性が海に放り出された。私の乗っていた船は無事だったので助けを求める彼らを、私たちは助け上げていたのであるが、そのとき上官が、「『朝鮮ビー』は助けてもいい。朝鮮に行けばなんぼでも連れてこれる。いまは船と兵隊が大事だ」といって、女性は救出せんでもよいと命令した。当時は上官の命令は絶対拒否できない。私たちは、助けを求めて絶叫する朝鮮

女性たちを見殺しにするしかなかった。私の脳裏には、いまでもそのときの、救いを求めて叫び続けながら力つきて沈んで行く女性たちの姿が焼き付いている。あのとき、私が手を差し出せば助けられる状態にあった。それなのに私は見殺しにするしか方法がなかったのである。あのとき海に沈んだのは、私が見ただけでも四、五人はいた。

私の証言は、私が見た実例である。私がいっているだけでも相当数の朝鮮女性が、日本軍の輸送船に乗せられて南シナ海で死んでいる。彼女たちは、結婚もできず日本軍の犠牲になった。そして未だに生死も知らされず海の藻屑となっている。

朝鮮人強制連行真相調査団関連年表

年・月	調査関連事項
七二・八	日・朝合同の朝鮮人強制連行真相調査団結成、戦後初めて沖縄での現地調査。朝鮮人軍夫虐殺など強制連行の実態やベ・ボンギさんに代表される慰安婦問題に関する証言および資料収集(10月、調査団報告書発行)。知念政徳、山第三四七五部隊「昭和一九年二月内務規定」提供
七三・四	調査団、北海道現地調査。函館の朝鮮人労務慰安婦や炭鉱での虐待、虐殺などの証言、資料を収集(報告は「朝鮮人強制連行・強制労働の記録」北海道・千島・樺太編)として76年出版)
七四・四	調査団、九州地方現地調査。軍艦島と呼ばれていた端島の強制連行者の実態、長崎での被爆者の実態など調査
七五・七	調査団、東北六県現地調査。「浮島丸事件」に関連する証言など多くの証言、資料を収集
七七・四	『朝鮮新報』(四月二五日付)ベ・ボンギさんの告発を実名で紹介

東京で開催

調査団、強制連行シリーズ(一)『朝鮮人強制連行調査の記録・四国編』を出版
第七回朝・日会談で日本側「従軍慰安婦」問題は「財産請求権」枠内と発言。朝鮮側、補償問題とし李京生さんの証言を紹介

日本政府、慰安婦問題で政府の関与を認める(但し強制連行を示す資料はなかったとする)

一日、朝鮮で「従軍慰安婦および太平洋戦争被害者補償対策委員会」(略称「対策委員会」)結成

七日、朝鮮の国連大使、国連人権委員会「少数者保護小委員会」にて慰安婦問題について演説、「日本政府は資料を公開すべきだ」と真相究明を求める

全真協(日本人側調査団)訪朝して慰安婦を含む強制連行体験者の証言収集

一八日、調査団、国連で記者会見。資料に基づき慰安婦問題は日本による強制連行と主張。同時に「韓国挺身隊問題対策協議会」代表も記者会見

二五日、調査団「国連人権委員会差別防止および少数者保護小委員会」にて発言。慰安婦を含む強制連行は110条約等の国際法違反であると真相の究明を求める

一日、朝鮮「対策委員会」、慰安婦問題で「告訴状」を発表

二日、「アジアの平和と女性たちの役割」第三回ビュンヤン討論会。南北朝鮮と

日本、在日本朝鮮民主女性同盟代表が慰安婦問題をテーマに討議

朝鮮「対策委員会」、強制連行問題で「告訴状」発表

第八回朝・日会談で朝鮮側、「乙巳五条約」は無効であったと資料に基づいて暴露

朝鮮人強制連行真相調査団について

朝鮮人強制連行真相調査団は、一九七二年八月に日本の法律家、学者、文化人と在日本朝鮮人総聯合会による日・朝合同調査団として発足、被害者と加害者の共同作業を通して強制連行の歴史を掘り起こしてきた。一九九〇年代以降は都道府県別の調査団を結成し、市町村議員から教師、主婦や在日朝鮮同胞、朝鮮人学生も参加して調査活動を行なっている。各地調査団は左記の通りである。

徳島県調査団 香川県調査団 大分県調査団 大阪府調査団 愛媛県調査団
高知県調査団 千葉県調査団 西東京調査団 福岡県調査団 群馬県調査団
福島県調査団 京都府調査団 兵庫県調査団 長野県調査団 神奈川県調査団
東京都調査団 富山県調査団 愛知県調査団 以上一七都府県一八カ所

患者数22名中戦傷患者僅か1名にして注意すべきは歩26と28に花柳病
患者各々1名あり…

13) 衛生業務旬報 4月11日—20日

六、防疫及衛生施設

平泉に内鮮娼妓38名入り来り開業するに付き16日之れか検徴を実施し将来毎1回実施することとせり、第1回検査成績次の如し花柳病予防法に就ては芸娼妓には健康診断表を所持せしめ客の求めにより提示せしむる如く指示し之れを兵員に周知せしむ。其他星秘膏「サック」の使用を厳達する他外出者は帰宅後必ず陰部を昇永水を以て洗浄せしむる如く指示したり

14) 衛生業務旬報 4月21日—30日

六、防疫及衛生施設

計	朝鮮人	内地人	不明
計	娼妓	娼妓	娼妓
4日	1	1	1
8日	1	1	1
14日	1	1	1
18日	1	1	1
24日	1	1	1
30日	1	1	1
合計	6	6	6

検査成績表
検査日 検査場所 検査結果
4月11日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月12日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月13日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月14日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月15日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月16日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月17日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月18日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月19日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月20日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月21日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月22日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月23日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月24日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月25日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月26日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月27日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月28日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月29日 平泉 娼妓 花柳病 陽性
4月30日 平泉 娼妓 花柳病 陽性

資料・『衛生業務旬報』について

1992.12

朝鮮人強制連行真相調査団

混成第14旅団（編成地、札幌）の衛生業務関係の報告（1932年9月24日から1933年12月20日）を中心とした48点1,006ページの資料綴りである。

（全体の構成）

衛生業務旬報	34
司令部指示	2
防疫ニ関スル実施要領	3
講演要旨	2
検索成績概況報告	1
要報、会報	6

（衛生業務旬報の構成）

- 一、部隊行動の概要
- 二、衛生機関業務の概要
- 三、患者輸送の状況
- 四、衛生材料補給ノ状況
- 五、一般衛生状況
- 六、防疫及衛生施設
- 七、其ノ他必要ト認ムル事項

（*は説明、12) 13) 等の番号は48点の通番、原文はカタカナ）

1. 主な内容

12) 衛生業務旬報 1933年4月1日—10日

五、一般衛生状況

1、患者の状況

健康診断要綱

昭和 年 月 日

検査項目	検査結果
身長	
体重	
血圧	
心臓	
肺臓	
肝臓	
脾臓	
腎臓	
腸胃	
泌尿器	
生殖器	
皮膚	
その他	

検査者 衛生部長 検査場所 衛生部

検査項目	検査結果		検査者	検査場所	検査日
	検査項目	検査結果			
総計	身長		衛生部長	衛生部	昭和 年 月 日
	体重				
計	血圧		衛生部長	衛生部	昭和 年 月 日
	心臓				
計	肺臓		衛生部長	衛生部	昭和 年 月 日
	肝臓				
計	脾臓		衛生部長	衛生部	昭和 年 月 日
	腎臓				
計	腸胃		衛生部長	衛生部	昭和 年 月 日
	泌尿器				
計	生殖器		衛生部長	衛生部	昭和 年 月 日
	皮膚				
計	その他		衛生部長	衛生部	昭和 年 月 日

*1932年10月、中国侵略初期から性病に予防策を講じていた。

「花柳街地域への立ち入りは禁止されたるも、尚ね花柳病予防に就ては各隊に於て特に留意すること」(2) 衛生業務旬報 昭和7年 10月11日—20日)

「但し夜間の外出並びに花柳病のある部落に於いては立ち入りを禁止し」(4) 衛生業務旬報昭和7年11月1日—10日)

ところが花柳病患者が発生する。そこで支那遊廓を閉鎖し軍隊慰安所の開設となり朝鮮人慰安婦の導入となる。

現時点で発見された資料ではこれが最初の軍隊慰安所と考えられる。

16) 「混成第十四旅団芸娼妓酌婦健康診断実施要綱」昭和8年4月28日

一、本旅団に於ける健康診断は、衛生部長の指揮下、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

二、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

三、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

四、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

五、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

六、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

七、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

八、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

九、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

十、健康診断は、毎週一回、各隊衛生部長の協同で行われ、その結果は、衛生部長の報告書に記す。

[illegible]

14旅団	0.0553 (実数47人)
閩東軍	0.077
上海派遣軍	0.08

朝鮮人「慰安婦」・強制連行の真相究明と補償を

発行 1992年12月7日

発行所 朝鮮人強制連行真相調査団

〒102 東京都千代田区富士見2-14-15

電話 03(3262)7111

頒価 500円

73名の増員

*以上をまとめると旧日本軍慰安所で最も早い時期の設置は上海の海軍慰安所の昭和7年(1932年)で朝鮮人軍隊慰安婦についての記述は昭和11年末(1936年)となる。

今回の資料から

朝鮮人慰安婦の導入が1937年前後との従来の説に対し、軍隊慰安所は1933年4月には開設され、開設当初から朝鮮人慰安婦が動員されていたことが明確に示された。

当初からこのような関係にあったことが明らかになったが、このことから日本の侵略拡大と共に慰安婦の募集が以後大々的に行われる事になる。当然、強制的な連行、管理が行われたと推測できるであろう。

原文には軍隊慰安所との用語は使われていないが、当時の状況と資料内容からすると、おそらく軍隊慰安所と考えられる。

すなわち軍隊慰安所設置経緯から検診結果、「慰安婦診断実施要領」として、軍隊内での性病感染比率(関東軍、上海派遣軍含む)まで体系的及び総合的にまとめられた初の資料である。

日本政府が7月6日、調査結果を発表したが足下の国立公文書館、国会図書館の資料すら調査しておらず、責任回避の不誠実な調査と言わざるを得ない。